

四日市市告示第 168 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 3月 31日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福71号線	大字茂福字北若宮67-3 大字茂福字北若宮67-1	6.0~9.4	36.6
2	茂福72号線	大字茂福字四五六甲223-1 大字茂福字四五六甲223-25	6.0~13.0	194.4
3	羽津山24号線	羽津山町甲1407-1 羽津山町甲1410-9	4.2~10.5	67.5
4	日永東21号線	日永東三丁目1818-2 日永東三丁目1818-6	6.0~15.6	64.8
5	西日野81号線	西日野町字東浦24-8 西日野町字東浦24-13	6.0~9.4	58.4
6	東日野107号線	東日野町字天王森293-3 東日野町字天王森293-6	6.0~9.5	53.1
7	小杉59号線	小杉町字上里906-1 小杉町字上里910-3	5.0~8.2	91.8